

平成28年度「さんかく塾」レポート

県民の皆さんに「家庭で 地域で 職場で 私らしく輝く生き方」について幅広く考えていただくため、今年度も「さんかく塾」を開催しました。

各領域の専門家を講師にお迎えし、男女共同参画の「今」を知り、多様な視点で身近な問題を考えることで、自分らしく暮らすためのヒントを学ぶことができました。

第1回（平成28年6月4日）講師：瀬地山 角さん（東京大学教授）

『お笑いジェンダー論』で、男女共同参画社会実現につながる数々の視点を示された瀬地山先生。「少子高齢化社会、一億総活躍社会と叫ばれる現在、家庭・仕事・未来をどう描くのか？」先生が関西人ならではの切り口でワーク・ライフ・バランスについてご指導くださいました。



「男の家事・育児、少なすぎます！」

- *日本の6歳未満の子を持つ夫の育児時間平均39分（妻195分）。ちなみに滋賀県は平均29分。育休取得率も全国（2.3%）以下…。（総務省平成23年社会生活基本調査より）

「男も大変や！」

- *自殺者の7割は男性。仕事のストレス・家族を養うプレッシャー。男女共同参画社会の実現は男性のためにこそ必要です。

第2回（平成28年7月30日）講師：斎藤 真緒さん（立命館大学准教授）

不慣れた家事や世話をどうする？ 仕事との折り合いをどうつけていく？ 「息子が介護するという事」をテーマに男性介護者の現状とこれからの介護に求められる男性の役割についてご指導いただきました。

「介護離職、年間10万人」

- *経済的基盤以外に、「介護とは違う時間と人間関係がもてる」という意味で「仕事」は重要です。介護する人を支える法律はほとんどありませんが、企業などの介護休業(休暇)制度は整備されてきました。

「老老介護」「別居介護」「育児と介護が重なるダブルケア」

- *介護は、あらゆる人にとって回避できないライフイベントとなっています。「介護」を自分の人生に組み込むための備え(家族・地域・職場とのコミュニケーション)はできていますか。「家族介護」にこだわらず、行政サービスやヘルパーさんなどのサービスを上手に利用していく「意識改革」も大切です。



第3回（平成28年9月4日）講師：松田 聡子さん（桃山学院大学教授）

滋賀県選挙管理委員会との共催講座「女性リーダー選挙セミナー」として「女と男でフィフティ&フィフティ」をテーマに法制度の中の男女差について学びました。

「憲法14条は守られているのでしょうか？」

- *明治以降、日本の法制度は男性の考え方にもとづいて出来上がっていききました。憲法14条では性別による差別を禁止していますが、「刑法」「民法」「母体保護法」などの法律のなかで、女性の権利が必ずしも十分に保障されていませんし、ジェンダー平等でないところがあります。

社会で起こる事件と法律との関係に興味をもったことをきっかけに法学者の道を歩まれた松田先生。「法制度を改善するため、国会や裁判所に女性が増える必要がある。ぜひ裁判の傍聴もしてほしい。きっと社会の見方が変わるはず」と力強いメッセージをいただきました。

日本国憲法 第十四条
すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第4回（平成28年10月1日）講師：永合 由美子さん（元洗剤開発研究者、キャリアカウンセラー）

「リケジョが描くキャリアレインボー」をテーマに理系女子の実際やこれからの時代の働き方について学びました。部屋干し洗剤開発にかかわる興味深いお話や界面活性剤の実験など、生活につながる「科学、工学」のほか、「キャリアチャート」などのツールを用いたキャリアデザインについてご指導いただきました。

「科学技術は世界を変えるパワーを秘めています」

- *科学は「自然が主役」、工学は「人間が主役」。社会に役立つことに意味があり、ワクワクしながら夢を語れる分野です。「数学」はあくまでもツールで、実は苦手だった研究者・技術者も多いそうです。だから「算数・数学が嫌い」というだけで学生のうちから「理系」を避けるのはもったいないことです。

「おはようからおやすみまで暮らしに夢を can×will×must=happy」

- *「できること、やりたいこと、社会ニーズ」の交点に仕事が見つければ一番の幸せ。でも、ひとつの世界、集団だけでは生きにくいこともあります。「趣味として」「統合して」「10年後に」等、広い視野で多面的な生き方もあります。未来の様々な役割のどれも「自分」。そして変化することも「自分」。キャリア形成に関して、常にポジティブシンキングでいることが大切です。

